

(甲府家庭裁判所本庁・都留支部・成年後見・保佐・補助開始申立セット)

申立ての前に必ずお読みください。

- 1 「成年後見申立ての手引」を最後までよく読んで、制度全体を十分理解してください。
- 2 **申立書に候補者として記載された方が必ず選任されるわけではありません。**
後見人等として誰を選任するかは、家庭裁判所の裁量に委ねられています。
家庭裁判所は、本人の財産管理等をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が関与する必要があると判断した場合には、候補者の方ではなく第三者の専門職を後見人等に選任したり、候補者の方を選任した上で後見等監督人を選任したりすることがあります。
どのような場合に専門職が関与する可能性があるかについては、「成年後見申立ての手引」の10ページをご覧ください。専門職が後見人等に選任された場合、本人の財産から報酬が支払われることとなります。
- 3 **申立後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要になります。**
成年後見・保佐・補助開始の審判の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。これは、公益性や本人保護の見地から申立ての取下げにより終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。したがって、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人等に選任されない、後見等監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、不許可になる可能性が高いと思われます。）
- 4 **面接日を電話で予約してください。**
甲府家庭裁判所では、申立後に、原則として、申立人及び後見人等候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っています。申立書等の書類を家庭裁判所に提出した後に、家庭裁判所に電話をして面接日を予約してください。なお、申立書等の書類（後から追完する書類も含む）については、予約した面接日の9日以上前までの提出についてご協力をお願いしております。
甲府家庭裁判所後見係 055-213-2520
甲府家庭裁判所都留支部0554-56-7668
- 5 特に問題のない事案であれば、申立てから1～2か月程度で後見等開始の審判がされることが多いです。
- 6 申立のきっかけとなったこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）が解決しても、後見人等の職責はそのまま続きます。
- 7 後見人等として選任された場合には、一定期間ごとに家庭裁判所の監督（後見等事務報告書や財産目録の提出など）を受けることとなります。